

②市町村と連携した内水被害対策

県は、河川改修により河道の流下能力の向上を図るとともに、洪水調節池等の整備を実施します。また、市町村は、河川改修が完了した区間について地域排水路整備等を行います。

県と市町村は、河川への受け入れ量の調整など、連携を図りながら役割分担して内水被害に対応します。

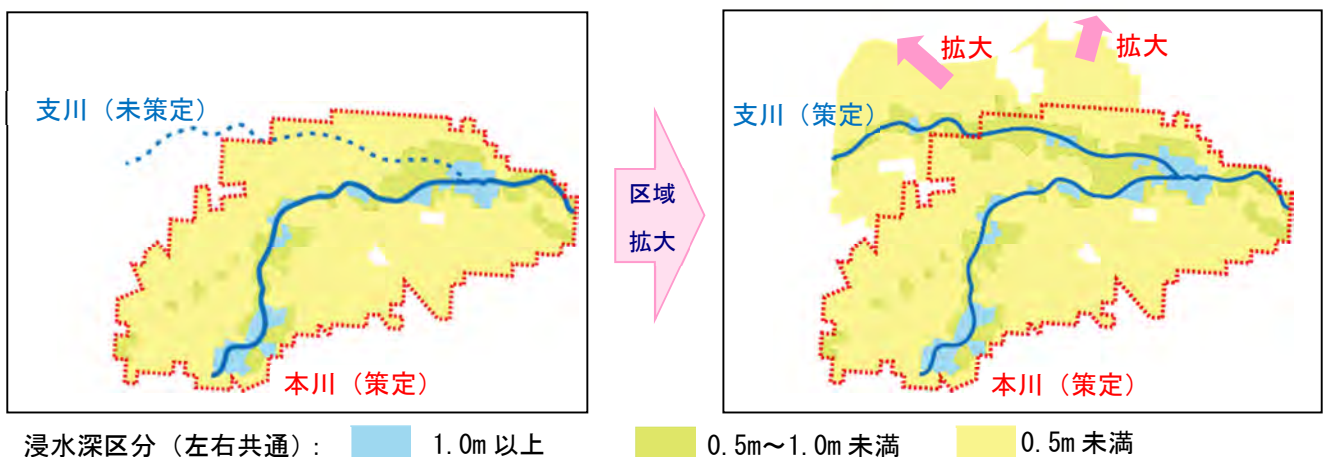


図表-47 H23.9の蕪川付近での内水被害状況（伊勢崎市）

③洪水ハザードマップの充実

県は、水位周知河川として指定した19河川について、浸水想定区域図を作成しました。国や県が作成した浸水想定区域図に基づき、市町村は洪水ハザードマップを作成し、公表することになっており、県内では平成24年度末までに該当19市町全てで完了しました。

今後は平成29年度までに、その19河川の支川について、浸水想定区域図を追加作成することにより洪水ハザードマップの対象区域を拡大するなど、県民の洪水に対する危機意識を高め、地域防災力の向上を図ります。



図表-48 洪水ハザードマップ充実のイメージ図

④水位雨量情報の充実

県内の河川水位情報、雨量情報及びダム情報[※]をリアルタイムでホームページやNHK地上デジタル放送(データ放送)に公開し、自治体や住民が緊急時に速やかに適切な行動を取れるよう情報提供を行うなど、迅速な情報提供を行います。

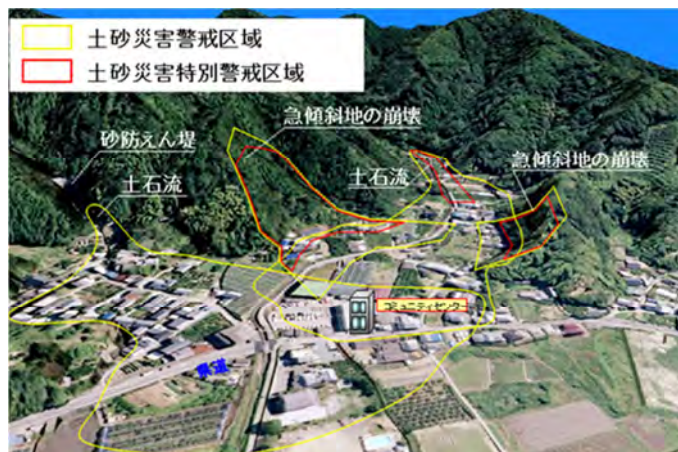
また、水防警報に加え、新たに洪水予報を石田川で行います。これは気象庁の雨量予測をもとに河川水位変動を予測し、群馬県と前橋地方气象台が共同で発表するもので、報道機関等を通じ広く県民に周知します。今後は、県内の他河川での出水状況を考慮しつつ、洪水予報河川を追加していきます。

※ 群馬県水位雨量情報 <http://www.uryou-gunma.jp/html/index.htm>

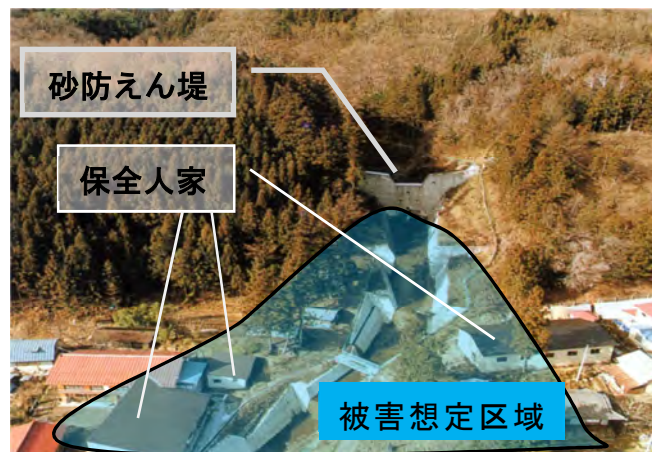
(2) 病院・老人福祉などの施設や避難所を守る土砂災害対策

本県の土砂災害危険箇所（要対策箇所）に対する整備率は、公共事業費の縮減等の影響もあり、約 33%にとどまっています。一方、近年多発する集中豪雨等に伴い、群馬県内でも各所で土砂災害が発生しており、土砂災害対策施設整備の必要性・要望は依然として高い状況です。

このような状況から、計画的な整備を進めるとともに、併せて「土砂災害警戒区域」等の指定や「土砂災害警戒情報」の発信、警戒避難体制の整備の支援などに取り組み、県民の生命と暮らしを守ります。



図表-49 土砂災害警戒区域等のイメージ図



図表-50 施設整備の事例

①災害時要援護者関連施設等を保全する土砂災害対策施設の優先整備

効果的かつ効率的に土砂災害対策施設の整備を進めるため、整備が必要な箇所を再整理し、重点施設対策や土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の解消対策など、緊急度・危険度を評価した上で優先すべき箇所を抽出し、計画的・重点的に整備を推進します。

優先整備すべき箇所については、人的被害が大きくなると想定される災害時要援護者関連施設や避難所を保全する区域などです。

また、地形・斜面の危険度については、斜面の長さ、勾配、流出土砂量の多さなどの地形や斜面状況に基づき判定します。

保全対象		地形による土砂災害の発生危険度			
		斜面危険度、土砂量による区分 ※	A	B	C
		危険度	高 ← 低		
要援護者 関連施設	特別警戒区域	高	優先度1位	優先度2位	優先度3位
	警戒区域		優先度2位	優先度3位	優先度3位
避難所	特別警戒区域	低	優先度3位	優先度4位	
他家10戸以上	特別警戒区域		優先度2位	優先度3位	
他家5戸以上		優先度3位			
その他			優先度5位		

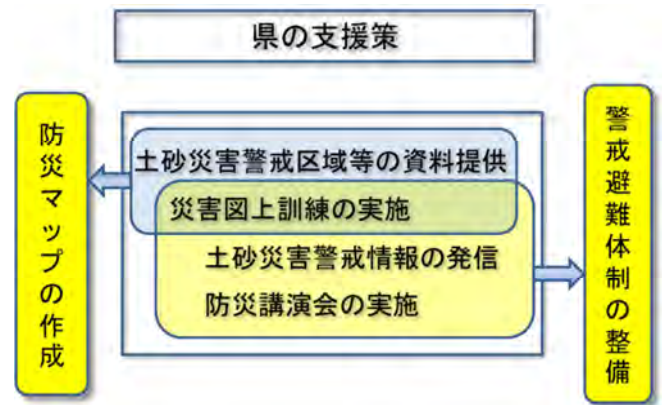
※ 斜面危険度については、斜面の高さ、傾斜度、地表の状況等により区分している。また、土砂量については、流出土砂量の多さにより区分している。

図表-51 土砂災害対策推進計画の考え方

②土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害防止法に基づき、土砂災害の発生のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」（イエローゾーン）に指定し、住民への周知を図るとともに、さらに建物が損壊する恐れのある区域を「土砂災害特別警戒区域」（レッドゾーン）に指定し、建築物の構造規制、特定開発行為に対する許可制等により適切な土地利用を促します。

これに合わせて、防災講演会の実施・モデル地区における災害図上訓練や防災マップ作成支援等を行うことにより、市町村が行う警戒避難体制整備の支援を行います。



図表-52 避難体制整備支援策



図表-53 防災マップのイメージ図



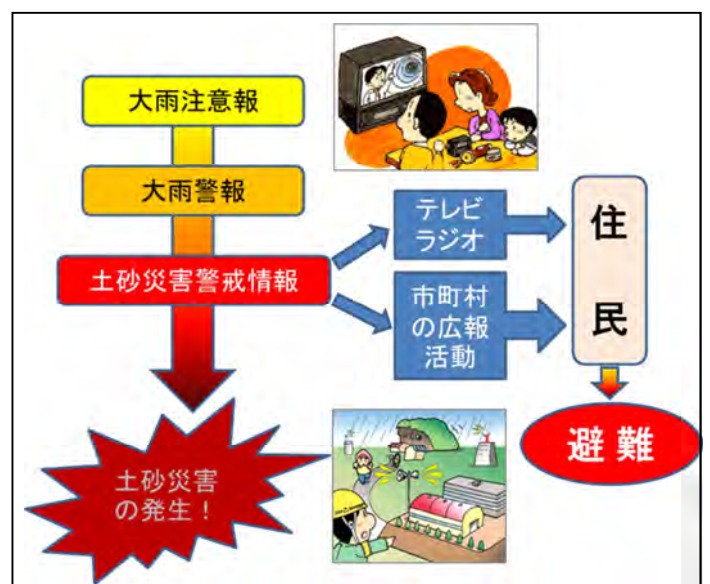
図表-54 防災講演会や避難訓練の状況

③土砂災害警戒情報の発信

土砂災害発生の危険性が高まった時に、市町村単位で「土砂災害警戒情報」を公表します。これは、市町村長が避難勧告等を決定する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、前橋地方气象台と県が共同で発表する防災情報です。

大雨注意報や警報と同じく、テレビやラジオを通じて伝えられるほか、市町村の防災行政無線などでも周知されます。

また、県のホームページにおいて、詳細な場所が判るように、県内を5kmメッシュに区分し危険度情報^{*}を配信しています。



図表-55 土砂災害警戒情報の流れ

^{*} 群馬県土砂災害警戒情報 <http://www.dosya-keikai-gunma.jp/>